昭和51年7月15日 第三種郵便物承認
平成21年2月25日発行（毎月1回25日発行）

広報 つわの

2009
平成21年
Vol.41
3月
弥生

平成21年 Vol.41 2009 3月号

●津和野はるかぜ商品券p2

○日ごろから“火の用心”をp3　○公民館の体制がかわりますp4



1 左鐙小学校が平成20年度教育文化振興会奨励賞を受賞
2 2月3日に行われた、稲成神社の節分祭
3 新春恒例の「津和野町かるた大会」





http://www.town.tsuwano.lg.jp
〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町日原54番地25
TEL0856-74-0038／FAX 0856-74-0002

編集：津和野町広報委員会／発行：津和野町情報企画課
印刷：㈲坂田印刷

文化コーナー

森鷗外記念館

開館時間　9：00～17：00
【「津和野における森家住居の変遷」展】
平成21年3月中旬～
平成21年5月11日（月）
※主催者の都合により、企画展のタイトル・会期等が変更される場合があります。

桑原史成写真美術館

開館時間　9：00～17：00
【企画展】
『報道写真に生きる
～挫折と失敗の話～』
～平成21年3月11日（水）

安野光雅美術館

開館時間：9：00～17：00
（休館日／3月12日）

【冬期展】　～平成21年3月11日（水）
【春期展】　平成21年3月13日（金）
～平成21年6月10日（水）

○第１展示室
物語の世界「繪本　シェイクスピア劇場」
絵本の世界「木のぼりの詩」
数字と遊ぶ「かぞえてみよう」

○第２展示室「日本憧憬」
【講演会】
日　時：3月20日（金）
午後6時会場　午後7時開演
講　師：藤原正彦氏

道の駅津和野温泉なごみの里

3月の定休日（あさぎりの湯）
5日、12日、19日、26日、の各木曜日

【各種イベント等のご案内】
3月1日（日）、15日（日）は石見神楽公演を行います。
3月4日（水）と18日（水）は季節の湯（漢方）を露天風呂でお楽しみいただけます。

※お問い合わせ
道の駅津和野温泉なごみの里
（72－4122）

☆休館のご案内
町の以下の施設について冬季の間、休館することとしましたのでお知らせします。なお、調査、研究等必要な場合には開館することもありますので、その際には教育委員会までご連絡ください。
○施設名　郷土館、民俗資料館、日原歴史民俗資料館
○期　間　平成21年3月31日まで

休館中は大変ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いします。
※お問い合わせ　教育委員会（72-1854）

Library

今月の新刊図書

（津和野図書館） ※月末休館日は3月31日（火）です。

「キミが、たいせつ。」
326（みつる）著（PHP研究所）

「あの人の食器棚」　伊藤まさこ著（新潮社）

「ポトスライムの舟」　津村記久子著（講談社）

「最後のパレード」　中村　克著（サンクチュアリ出版）

「KUNIMORI」　五條　瑛著（中央公論新社）

（日原図書館）

「女の道は一本道」　田渕久美子著（小学館）

「ファミリーポートレイト」　桜庭　一樹著（講談社）

「野菜のしあわせ
なすとトマトがおいしい！」　栗山真由美著（講談社）

「蒼　火」　北　重人著（文藝春秋）

「歯と歯ぐきを守る新常識」　河田　克之著（ソフトバンククリエイティブ）

■寄付のお礼

次の方からご寄贈をいただきました。ありがとうございました。

糸賀　貢　様（長　野）福祉事業へ

お祝い申しあげます（敬称略）

◇1月届出分
松原（まつばら）綾花（あやか）1・4（町　田）
萬代（ばんだい）優（ゆう）1・8（青　原）
岩本（いわもと）真旺（まお）1・12（滝元下）
鳥山（とりやま）蓮斗（れんと）1・12（寺田下）

おくやみ申しあげます（敬称略）

◇1月届出分
岸田　慶雄　12・31（畳）83
齋藤　正美　1・1（上高野）83
藤井　丞市　1・3（下高野）84
糸賀　利夫　1・6（長野）82
岡田　静子　1・6（門林）87
豊田　伸子　1・7（鷲原二下）88
宮藤シヅヨ　1・11（中座二）88
大岡ヤヱノ　1・14（枕瀬東）89
林　忠義　1・14（福谷）66
住田　一　1・19（小野）83
内谷美智枝　1・23（相撲ケ原下）62
山田　平介　1・24（西一）89
天津　好誼　1・28（本町一）62
青柳　岸子　1・28（森一）75

■住民基本台帳（平成21年1月末現在）

世帯数　3,748世帯	人　口　9,063人（男4,206人　女4,857人）	出　生	4	死　亡	14
		転　入	17	転　出	20

1万円で1万2千円分のお買い物ができます！

プレミアム付き緊急地域商品券

『津和野はるかぜ商品券』

3月2日（月）発売開始！

緊急的に町内消費の拡大を進めるため、津和野町内限定で利用できる、プレミアム付き商品券を発売します。

1セットを1万円で購入すると、町内の取り扱い店舗や事業所で、20%お得な買い物やサービスが受けられます。この機会にぜひご利用ください。

▼商品券
1セット1万2千円（千円×12枚）を1万円で販売します。販売予定枚数は、9千2百セットです。

▼販売対象
津和野町民を対象とします。
※津和野町内に住所を有し生計を一にする世帯員。一人に付き一セット。住民基本台帳登録者及び外国人登録者を対象。
（例）1世帯5人家族なら5セットまで購入できます。

▼利用期間
5月31日（日）まで

▼発売期間
3月2日（月）～3月31日（火）

▼販売所
津和野商工会窓口
本　所（72-3131）
日原支所（74-1221）

利用できる店舗・事業所については、店頭の掲示ポスターまたは店頭にてお尋ねください。

津和野町緊急信用保証料補給制度のお知らせ

津和野町緊急信用保証料補給制度は、町内の中小企業の経営を支援するため、信用保証料の一部を補助するための制度です。

島根県制度融資「資金繰り円滑化支援緊急資金」または、国の「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」により、借り入れを受けた、町内の事業所及び個人事業主が対象となります。

○対象経費
島根県信用保証協会へ支払った保証料（一括支払分または分割支払初回分に限る。借入期間が5年以上のもの。）

○補給金の額等
対象経費の2分の1を支給します。（限度額　20万円）

○受付期間
3月31日（火）まで

※今回は、平成20年11月19日に遡及して適用します。

【お問い合わせ】
商工観光課　72-0652

定額給付金支給対策委員会を設置

津和野町は、「定額給付金」の事務を行うため、1月21日付けで、庁舎内に定額給付金支給対策委員会を設置しました。

現在、国において関係法令の審議がされているところであり、具体的な支給方法などについては、詳細が決まり次第お知らせします。

【お問い合わせ】
情報企画課　74-0038

■定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

○市区町村や総務省などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。
○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
○市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
○現時点で、市区町村や総務省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ファイアーメッセージ

日ごろから“火の用心”を

～3月1日から7日まで、春季全国火災予防運動を実施します～

めざせ無火災！

暖房や火を取り扱う機会が多くなるこの季節は、空気が乾燥し、火災が起こりやすく、ちょっとした不注意で大きな火災につながります。もう一度、職場・ご家庭で、火の取り扱いについて話し合ってみましょう。

火災はすべてを無くし、命の危険もあります。念には念を入れ、日ごろから火の用心を心がけましょう。

「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました

全国的に住宅火災で、「逃げ遅れ」により多くの人が亡くなっています。

消防法の改正により、既存の住宅については、平成23年6月1日から「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器を設置することにより、火災の初期に「発見」・「消火」・「通報」・「避難」が有効に行われ、死者数は3分の1程度に減少しています。

住宅用火災警報器を取り付ける場所は寝室です。寝室が2階にある場合は、階段にも設置が必要です。住宅用火災警報器は、ホームセンターや電気店などで購入できます。

住宅用火災警報器を取り付けましょう！

※ご注意を！
消防職員が「住宅用火災警報器」や「消火器」などを、訪問販売することはありません。「あやしいな」と思ったら、はっきりと断ってください。

住宅用火災警報器のご相談は、消防本部予防課（0856-31-0230）または、津和野分遣所・日原分遣所へご連絡ください。

防火対策の再確認を！

消防庁では、**「火のしまつ　君がしなくて　誰がする」**を統一標語とし、3月1日（日）から7日（土）までの7日間にわたり、平成21年春季全国火災予防運動を実施します。この機会に、ご家族で防火について話し合ってみましょう。

春季全国火災予防運動と同時期に、「全国山火事予防運動」と「車両火災予防運動」もあわせて実施します。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

～3つの習慣・4つの対策～

【3つの習慣】
○寝たばこは、絶対やめる
○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】
○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
○寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
○お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

火災・救急・救助は119番

益田広域消防署
津和野分遣所　72-0411
日原分遣所　74-0723

※携帯電話も119番
ケーブル電話は「＊72-0119」
または「＊74-0119」

お願い

毎月、15日に、防火意識の啓発のためサイレンを吹鳴しています。大音量で流れることがあると思いますが、ご家庭に設置されている告知端末機で音量の調節をすることができます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

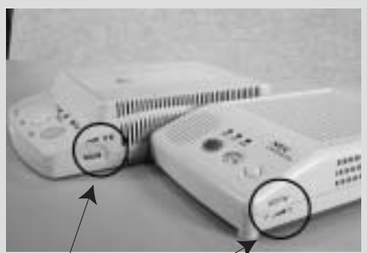

公民館の体制が変わります

平成21年4月1日から、公民館体制が変わります。

このたびの新体制で4月からスタートしますが、今後も必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えています。

公民館が地域の皆さまとともに協働し、地域の学習・交流の場として、さらには、地域課題の解決の一助になるよう努めてまいりたいと考えていますので、従来と変わらないご支援、ご協力をお願いいたします。

【組織体制】

○中央公民館（2館）

津和野中央公民館と日原中央公民館を設置します。

※津和野地域・日原地域それぞれで行われる行事や各地域公民館（分館を含む）で行われる行事の調整などを行います。

○地域公民館（8館）

津和野地域に4館（津和野・木部・畑迫・小川）、日原地域に4館（日原・青原・須川・左鐙）の地域公民館を設置します。

※地域公民館ごとの各種事業を行います。

○公民館分館（4館）

滝元・枕瀬・池河・商人溪村に日原公民館の分館を設置します。

※分館ごとの各種事業を行います。

【職員等の体制】

○館　長

全館非常勤（分館長を含む）館長になります。

○主　事

津和野中央・日原中央・木部・畑迫・小川公民館は常勤主事体制、その他の公民館（分館を含む）は現行と同様の非常勤主事体制になります。

○運営審議会

津和野中央・日原中央公民館に設置します。（社会教育委員が兼務）

○地区公民館

各館の実情に応じた適正人数を館長より委嘱します。（分館を含む）

【お問い合わせ】
教育委員会　72-1854

津和野町公民館新体制　組織図

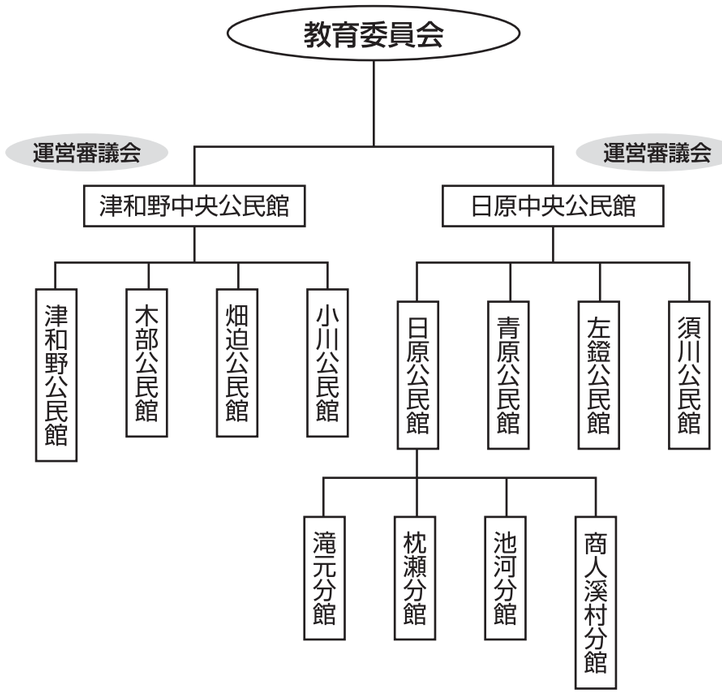

左鐙小学校に「島根県教育文化振興会奨励賞」

1月29日、左鐙小学校が、平成20年度島根県教育文化振興会奨励賞を受賞し、賞状と副賞として、三味線と締太鼓が贈られました。

左鐙小学校は、「豊かな感性をもち自ら表現しようとする児童の育成」をテーマに、小規模小学校の特性を生かし、一人一人の思いや考えを大切にした表現活動を実践しています。特に、自由に楽器に親しめるワークスペースを設けたり、全校音楽「さぶみわくわく広場」を行うなど、心から音楽に親しみ、のびのびと活動する児童を育てる音楽教育に力を入れています。

それらの活動が高く評価され、このたびの奨励賞が贈られました。



日原小・青原小PTA全国表彰

日原小学校PTAが平成20年度文部科学大臣賞を、青原小学校PTAが平成20年度PTA全国協議会長賞を受賞しました。皇太子ご夫妻も出席された、表彰式には、日原小学校PTA会長の石川和博さん（野地）と青原小学校PTA会長の長嶺勉さん（小瀬）が出席され、それぞれに表彰状が贈られました。同じ町内で二つの小学校PTAが受賞することは、とてもめずらしいことだそうです。

これは、両小学校PTAのみなさんが永年にわたり地域に密着した様々な活動を行ってきたことが高く評価されたものです。



シルク染め織り館研修生 新匠工芸会展で入選

陶磁、染織、漆工、木竹工やその他の工芸作品など自己の創作による未発表の工芸作品を公募した、第63回新匠工芸会展に、シルク染め織り館の研修生や卒業生ら7人が出品し、それぞれ優秀な成績をおさめられました。

出品した7人の皆さんの中では、芦田千津さんが新人賞を受賞しました。そのほか、堺ひとみさん、堺祐美子さん、皆川深雪さん、馬場内珠紀さん、板井敏美さん、後藤奈美さんがそれぞれ入選しました。

新匠工芸会は、毎年、春には会員・会友の展覧会を、秋には京都市美術館と東京都美術館で公募展を開催しています。

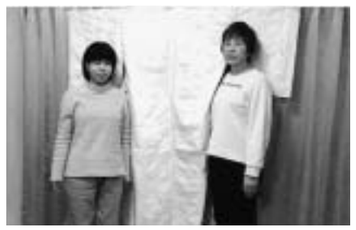

『農事組合法人　喜時雨』設立される

1月25日、『農事組合法人　喜時雨』の設立総会が、喜時雨自治会館（田二穂）で行われ、関係者ら30名が出席し盛大に開催されました。

この法人は、平成18年度に農業法人化を目標に喜時雨営農クラブを立ち上げて以来、3年にわたり、60数回にも及ぶ会議を重ね、この日を迎えることができました。本町では10番目に設立された農事組合法人になります。

組合員12名（経営面積約7・7ｈａ）で構成されており、高齢化が進む喜時雨集落の重要な農業の担い手として、地域の特色を活かした取り組みが期待されます。



救急医療の適正な利用のために

～救急医療体制についてのお知らせ～

医師不足が全国的な社会問題になっている中、救急病院勤務医の確保が大変難しくなっています。また、救急告示医療機関が減少する一方で、救急搬送患者数は年々増加しており、限られたスタッフで運営されている救急医療は大変厳しい環境におかれています。今回は、救急医療の適正な利用のために、救急医療体制について、お知らせします。

【救急医療体制の現状】

■初期の救急患者に救急医療（町内）を提供する医療機関（一次救急）
・津和野共存病院

■入院を必要とする救急患者に救急医療（圏域、県外）を提供する医療機関（二次救急）
・益田赤十字病院
・益田地域医療センター医師会病院
・六日市病院
・山口赤十字病院（県外）
・済生会山口総合病院（県外）

■重篤な救急患者に救命医療（県内、県外）を提供する医療機関（三次救急）
・浜田医療センター
「救命救急センター」
・島根県立中央病院
「救命救急センター」
・島根大学医学部附属病院
「救命救急センター」
・広島市民病院（県外）
「救命救急センター」
・岩国医療センター（県外）
「救命救急センター」

【救急医療体制の課題】

●軽症者の時間外受診（コンビニ受診）が増加しているため、救急対応に苦慮しています。

●初期救急について、鹿足郡では休日診療当番制で対応していますが、かかりつけ医院への直接受診も多くあり、困っています。

●圏域での救急車の出動状況は、平成14年が2，116件、平成16年が2，347件、平成18年が2，476件と増加しています。また、救急搬送の8割が軽症者と言われています。

【町民の皆さんへお願い】

●平成20年の救急件数（津和野管内）479件でした。圏域では益田赤十字病院が概ね救急患者を受け入れていますが、対応が厳しくなり、週1日は益田医師会病院へお願いをして対応をしています。
救急車の利用については、緊急ではないのに救急車を呼ぶと、本当に救急車を必要とする事故が発生したときに、救える命が救えなくなるおそれがあります。本当に必要なとき、本当に必要な人が救急車を利用できるように、正しい利用を心がけましょう。

◇傷病程度別グラフ（%）

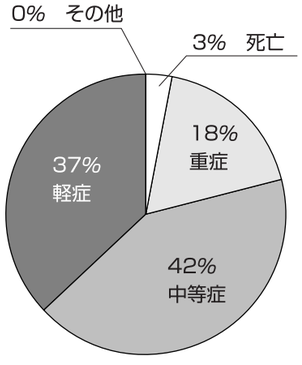

皆さん一人ひとりのご理解とご協力をよろしくお願いします。



【お問い合わせ】
健康保険課　72-0651

消防団員 入団促進キャンペーン

消防団は、火災などの災害対応はもとより、地域コミュニティの振興にも大きな役割を果たしています。しかし、全国の消防団員数は毎年減少し続け、かつて200万人いた団員が今や90万人を割る状況にあり、地域防災力の低下が懸念されています。
そこで、消防団員の減少に歯止めをかけるため、1月から3月の期間を「消防団員入団促進キャンペーン」として、消防団員の入団促進を図り、全国的な運動を行っています。

■消防団の活動

消防団は、本業を持ちながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活動する人たちが集まる、市町村の消防機関の一つです。
消防団員は、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動や災害発生時における救助・救出活動などに従事し、地域住民の生命や財産を守るために活動しています。

【お問い合わせ】
総務財政課　72-0028

新型インフルエンザに備えましょう！

鳥のインフルエンザがヒトに感染し、さらにヒトからヒトへ感染するように変異して発生するのが「新型インフルエンザ」です。全く新しいウイルスで、人類はこのウイルスに対する抗体を持っていないため、全世界で爆発的に感染が広がると予測されています。
新型インフルエンザは数十年周期で発生し大流行しており、いずれも多くの患者と死者が出ています。
島根県の試算では、新型インフルエンザの患者数は約14万5千人と予測され、医療機関の混乱や食料供給、電気や水道などのライフラインへの影響が心配されています。

▼過去の新型インフルエンザ
○1918年　スペインかぜ
○1957年　アジアかぜ
○1968年　香港かぜ

今から始める 新型インフルエンザ対策

毎年流行する普通のインフルエンザの予防対策が、新型インフルエンザ対策につながります。

■石けんで手洗い・うがい



ウイルスが付着した手で口や鼻をさわると、感染につながります。外から帰ったら、石けんを使って流水で丁寧に洗いましょう。

■咳エチケット
～人にうつさないために～

○ハンカチやティッシュで口を押さえ、周りの人から顔をそむけましょう。
○使ったティッシュはフタ付きのゴミ箱へすてましょう。
○咳やくしゃみがでる時は、必ずマスクをつけましょう。（マスクは、使い捨ての不織布製マスクを使いましょう。）

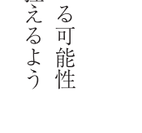

■外出を控える

不必要な外出は避けましょう。特に集客施設や人混みへの外出を控えることが感染防止に役立ちます。
※県内で新型インフルエンザが確認されると、学校等は閉鎖される予定です。

■流行する前に食料などの備蓄を

新型インフルエンザの流行時には、必要なものが買えなくなる可能性もあります。なるべく外出しなくてすむように備蓄をしておきましょう。



もしも 新型インフルエンザが 発生したら

■発熱相談センターに相談を

新型インフルエンザが発生すると、保健所に発熱相談センターが設置されます。発熱などの症状があり感染が疑われる場合は、電話をして受診の指示を受けてください。

■かかりつけの医療機関には行かないで！

かかったからといって、すぐに病院を受診すると、待合室などでウイルスを広げてしまいます。発生時に設置される、新型インフルエンザ専用の発熱外来を受診してください。

■家族がかかったら

患者から家族に感染している可能性があるため、家族も外出を控えるようにお願いします。
○患者も家族もマスクをして、患者は別の部屋で療養しましょう。
○手洗いをしっかりと。患者が触った所は薄めた漂白剤か消毒用アルコールで消毒をしましょう。

【お問い合わせ】
・健康保険課　72-0651
・島根県薬事衛生課
0852-22-5254
・島根県益田保健所
0856-31-9551

納税は期限内に！

□所得税・贈与税の納期限 3月16日（月）
□消費税・地方消費税（個人事業者）の納期限 3月31日（火）

◆納期限を過ぎると延滞税がかかるほか、督促状が送付され、財産の差押えなど滞納処分を受ける場合がありますので、ご注意ください。

○現金で納付する場合

①金融機関又は税務署で納付

現金に納付書を添えて、金融機関（日本銀行歳入代理店※①）又は所轄税務署の納税窓口で納付してください。

▽申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。

▽納付書にご自分で金額をご記入の上、納付してください。なお、お手元に納付書がない場合には、税務署又は金融機関の窓口にお問い合わせください。

※①日本銀行歳入代理店（益田税務署管内）
- ○山陰合同銀行　○島根銀行
- ○日本海信用金庫　○山口銀行
- ○西中国信用金庫
- ○郵便局（簡易郵便局を除く）

②コンビニで納付

現金にバーコード付き納付書（※②）を添えて、コンビニで納付してください。

※②コンビニ納付には、税務署が発行したバーコード付納付書が必要です。

バーコード付納付書は、納付金額が30万円以下で、次のような場合に税務署で発行します。
- ①確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合（全税目）
- ②確定した税額を期限前に通知する場合（所得税の予定納税等）
- ③督促・催告を行う場合（全税目）
- ④賦課課税方式による場合（各種加算税）

◆電子納税をご利用いただく場合も、上記納期限までに納付してください。

「預貯金口座振替依頼書」は税務署又は金融機関に用意してあるほか、国税庁ホームページからダウンロードできます。

【国税庁ホームページ】
http://www.nta.go.jp

口座振替をご利用の場合の振替日

所得税（確定申告分）
4月22日（水）

消費税・地方消費税（確定申告分）
4月27日（月）

※事前に預貯金残高をご確認ください。

安心・便利な口座振替をご利用ください

口座振替を利用すると、わざわざ金融機関に出かけて納付したり、納期限を気にかけたりする必要がなくなるなど、大変便利で、また、安心確実です。所得税や個人事業者の消費税・地方消費税の納税には、口座振替が利用できますのでご利用ください。

ご利用を希望される方は、**「預貯金口座振替依頼書」**に必要事項を記入し、金融機関への届出印を押印した上で、税務署又は金融機関に提出してください。

【お問い合わせ】
益田税務署
0856-22-0444



裁判員制度の本格施行を控えて

いよいよ今年の5月21日から、裁判員制度が始まります。

今回は、裁判員裁判の法廷で行われる「審理」についてお知らせします。よりよい司法の実現に向けて、裁判員制度への一層のご理解とご協力をお願いします。

裁判員裁判の審理

裁判員裁判の法廷で行われる審理の流れは、次のとおりです。

（1）冒頭手続

①人定質問・・・裁判長が、被告人の氏名等を確認します。

②起訴状朗読・・・検察官が起訴状を朗読します。

③黙秘権等の告知・・・裁判長が、被告人に話したくないことは話さなくてもいいことなどを説明します。

④罪状認否・・・起訴状に書かれている事実について、被告人・弁護人の言い分を聞きます。

【Q1】被告人が起訴された事実をすべて認めていたら、裁判員は何をするの？

【A1】刑事裁判では、たとえ被告人がすべての事実を認めていても直ちに有罪になるわけではありません。事実を争っている事件と同じく、法廷で取り調べた証拠に基づいて事実があったかどうかを判断します。

被告人が有罪であるということになれば、次に、どのような刑罰を被告人に与えるかを決めることになります。

（2）証拠調べ手続

①検察官の冒頭陳述・・・検察官が、証拠によって証明しようとする具体的な事実関係を主張します。

②弁護人の冒頭陳述・・・弁護人も被告人側の立場から、具体的な事実関係を主張します。

③公判前整理手続の結果を明らかにする手続・・・最初の公判期日の前に、裁判所、検察官、弁護人が争点と証拠を整理し、審理の計画を立てることを目的とする公判前整理手続を行います。法廷では、裁判長から公判前整理手続で整理された争点などが告げられます。

④証拠の取調べ・・・事件に関係する証拠を取り調べます。「証拠を取り調べる」とは、証人や被告人の話を聞くこと、凶器などの証拠物を見ること、検察官や弁護人が書類の内容を読み上げるのを聞くことをいいます。裁判員も証人や被告人に質問することができます。

【Q2】裁判員になったら、たくさん資料を見なくてはいけないの？

【A2】法律の専門家でない国民の皆さんが刑事裁判に参加するのですから、争点の判断に必要な証拠だけが厳選され、かつ、法廷での審理を見たり聞いたりするだけで事件の内容を理解できるような審理を行います。

裁判員が、多くの書類を一つ一つ読み込まなければならないということはありません。

【Q3】予定されていた審理期間が延びたらどうなるの？

【A3】公判前整理手続において、裁判所と検察官及び弁護人が協議をして、審理の進行について綿密な計画を立てますので、基本的に、審理期間が延びることはないと考えています。

万一、審理期間が延びた場合、改めて裁判員の都合をお聞きすることになりますが、もし辞退事由に当たるような支障がある場合には、辞任の申立てをすることができます。

（3）弁論手続

①検察官の論告・求刑・・・検察官が、事実関係や法律上の問題などについての意見と、被告人に与えるべきと考える刑を述べます。

②弁護人の弁論・・・弁護人が、事実関係や法律上の問題などについて意見を述べます。

③被告人の最終陳述・・・被告人が意見を述べます。

被告人が意見を述べると、事件の審理は終わります。

審理が終わると、裁判員と裁判官は一緒に評議を行い、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、議論し、決定します。

判決の内容が決まると、法廷で判決の宣告がされます（裁判員は、判決の宣告にも立ち会います。）。

【お問い合わせ】　松江地方裁判所総務課　0852-23-1701
※裁判員制度ウェブサイト　http://www.saibanin.courts.go.jp/

平成21年4月1日から

津和野町景観条例が施行されます

☆住宅の建設、土地の開墾、木や竹の伐採等を行う場合には届出が必要となる場合がありますので、まずは役場へ事前相談を!!

【津和野町景観計画の概要】

津和野町景観計画は景観法第8条に基づき、地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観の形成のための方針、建築物の建築等に対する基準を定めたものです。

【津和野町景観計画】
＜2つの区域＞

景観計画区域（津和野町全域）

景観形成地区　津和野町全域のうち、特に良好な景観についてこれを保全し、今後とも良好な景観の形式を図るため、町が独自に指定する地区。

【津和野町景観計画の基本理念】

景観のための景観づくりから、自然体で参加し、住民のひとりひとりが考え、みんなで守り育て、次世代に伝えていく景観づくり、日常の生活の中で、生活に根ざした景観づくりを図っていくことを、基本的な取り組み姿勢・理念とします。

主な届出の必要な行為	景観計画区域（津和野町全域）	景観形成地区（町が独自に指定する地区）
建築物（お住まいの住宅、店舗、農業用倉庫等）の新築、増改築、移転、外観の変更、色彩の変更、又は撤去等	①高さが13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	①高さが5mを超えるもの又は床面積が10㎡を超えるもの ②高さが5mを超えるもの又は外観の変更に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの
土地の開墾	①面積が3,000㎡を超えるもの	①面積が1,000㎡を超えるもの
木や竹の伐採	①高さが10mを超える木や竹の伐採又は面積が3,000㎡を超える木や竹の伐採 ②森林病害虫等を防除するために必要な木の伐採で面積が、3,000㎡を超えるもの	①高さが10mを超える木や竹の伐採又は地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える木の伐採

※良好な景観形成を図る上で、大きな影響を及ぼさない一定規模以下の行為については、届出の適用除外となる行為があります。

◇色彩 原色やけばけばしい色彩を避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。

※詳しくは、３月下旬に配布する概要版をご覧ください。

お問い合わせ、事前の相談は、商工観光課（72−0652）までご連絡ください。

農業委員会だより

あなたの地区の担当農業委員さん

新しい農業委員会委員が決まりました。農業委員会活動に皆さんのご協力をお願いします。

任期（平成21年12月1日～平成23年11月30日）

	氏名	住所	電話	担当地区	備考
会長	青木（あおき） 幸信（ゆきのぶ）	津和野町内美57番地	72-0870	下横瀬、下上高野、吉ヶ原、野中、山入、虹ヶ谷、中原	
職務代理	柳井（やない） 良仁（よしひと）	津和野町渓村381番地1	74-0717	商人下、程彼、宿谷、柳	
委員	永田（ながた） 寿秋（ひさあき）	津和野町笹山821番地	72-2420	上下寺田、上下千原、岩瀬戸、笹山、本町1,2、東1,2、西1.2.3、北1.2.3	
委員	上田（うえだ） 徳美（とくよし）	津和野町左鐙945番地2	76-0086	左鐙東・西、一の谷、横道、畳	
委員	平川（ひらかわ） 巖（いわお）	津和野町青原781番地	75-0188	青原、添谷、野地、坂の谷	
委員	阿部（あべ） 谷夫（たにお）	津和野町瀧元1428番地	74-0321	滝元上、滝元下、小直、木ノ口上、木ノ口下、　枕瀬東、枕瀬西、新地	
委員	草田（くさだ） 吉丸（きちまる）	津和野町相撲ヶ原530番地2	74-0642	相撲ヶ原上、相撲ケ原下、滝谷	共済組合選任
委員	板垣（いたがき） 福末（ふくまつ）	津和野町名賀920番地	72-2534	牧ヶ野、白井木尾谷、徳次田代、高田、喜時雨、鳥井	
委員	中田（なかた） 勝昭（かつあき）	津和野町中川77番地	73-0615	中川、川尻、下組	土地改良区選任
委員	森田（もりた） 穣（ゆたか）	津和野町吹野355番地1	73-0711	中組、小野、畑、吹野上、吹野下	
委員	倉田（くらた） 勝己（かつみ）	津和野町長福895番地	73-0534	本郷、長野	
委員	石橋（いしばし） 宗人（むねと）	津和野町中山392番地	73-0668	三歩市、豊稼、福谷	
委員	水津（すいず） 正（ただし）	津和野町冨田イ318番地1	75-0159	小瀬、大木、鹿谷	
委員	河田（かわだ） 寿樹（ひさき）	津和野町直地58番地	72-2451	和田、麓耕、直地、野広、日浦、商人上	
委員	宮藤（みやふじ） 敏典（としのり）	津和野町中座□21番地23	72-2120	鷲原1、鷲原2、門林、中座１、中座２、町田、森1,2,3,4	
委員	原田（はらだ） 文雄（ふみお）	津和野町池村1123番地3	74-1128	堤田、三渡曽庭	
委員	吉崎（よしざき） 初義（はつよし）	津和野町邑輝61番地4	72-1379	畑迫白石、西谷出合、木毛、市尾戸谷、上横瀬	
委員	沖野（おきの） 幸夫（ゆきお）	津和野町河村1143番地１	74-1029	脇本、野口	
委員	須川（すがわ） 正則（まさのり）	津和野町冨田イ281番地	75-0063	日原、二俣	議会推薦選任 任期 （平成20年12月22日～平成23年11月30日）
委員	田中（たなか） 正明（まさあき）	津和野町須川782番地	74-1432	須川元郷、日浦東、日浦西	
委員	糸賀（いとが） 盛人（もりと）	津和野町中山1895番地	73-0339	奥ヶ野	農協選任 任期 （平成20年12月15日～平成23年11月30日）

※農地の権利移動や転用（農地以外）を行う際は、担当地区の農業委員又は農業委員会事務局へお気軽にご相談下さい。

【お問い合わせ】
農業委員会事務局　TEL 72-0653

平成21年度津和野町取引業者登録の受付を行います。

平成21年度津和野町取引業者登録の受付を、次の日程で行います。

【受付期間】
平成21年4月1日～
平成21年4月20日

【登録期間】
平成21年5月1日～
平成22年4月30日

【登録方法】
所定の様式により行います。詳しい登録の方法及び様式の取得については、担当にお問い合わせ頂くか、津和野町ホームページをご覧ください。

【お問い合せ】
総務財政課　74-0028

家電リサイクルの対象品目が追加されます

平成21年4月1日から、家電リサイクル法の対象品目として、**『液晶テレビ』『プラズマテレビ』『衣類乾燥機』**が追加され、町では処理ができなくなります。

これらの品目は、家電リサイクル4品（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫）と同様に、リサイクル料金及び運搬料金が必要となります。これらの品目を処分する場合は、購入時の小売店または買い換え時の販売店などに相談して処理するようにお願いします。

※運搬料金は、販売店等により異なりますので詳しくは販売店等にお問い合わせ下さい。

■家電リサイクル品に追加された品目及びリサイクル料金（税込）

○薄型テレビ（液晶・プラズマ式）
画面サイズ15ｖ以下　1、785円
画面サイズ16ｖ以上　2、835円
○衣類乾燥機
区分なし　2、520円

●指定取引場所

［Aグループメーカー］
三光（株）浜田営業所
（浜田市下府丁327番地71）
パナソニック（株）・（株）東芝・東芝ホームアプライアンス（株）・日本ビクター（株）

［Bグループメーカー］
日ノ丸西濃運輸（株）浜田支店
（浜田市下府丁327番地33）
日立アプライアンス（株）・（株）日立製作所・（株）日立リビングサプライ・三菱電機（株）・三洋電機（株）・（株）富士通ゼネラルシャープ・ソニー（株）アイワプラント含む

※平成21年1月9日までに公表されたもの

【お問い合わせ】
環境生活課　72-0309

「津和野町男女共同参画に関する意識と実態調査」にご協力を

少子高齢化と人口減少が急激に進むなか、豊かで活力のある津和野町を築くためには、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会（＝男女共同参画社会）を実現することが重要となっています。

津和野町では、本町における施策の指針となる「津和野町男女共同参画計画」の策定に資するため、本年度、町民の皆様に、アンケート調査を実施いたしますので、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ】
税務住民課　74-0059

予備自衛官補を募集します。

一般社会人や学生を予備自衛官補として採用し、所定の教育訓練終了後に予備自衛官として任用する制度です。

【受付期間】
平成21年4月13日（月）まで

【応募資格】
○一般公募　18歳以上34歳未満
※平成21年7月1日現在の年齢
○技能公募　18歳以上で、国家免許資格等を保有する技能に応じる年齢までの者（53歳から55歳未満）
※平成21年7月1日現在の年齢

【採用試験】
○一般公募
・期日　平成21年4月18日（土）
・場所　陸上自衛隊出雲駐屯地
○技能公募
・期日　平成21年4月18日（土）から20日（月）の間のいずれか1日に指定されます。
・場所　陸上自衛隊伊丹駐屯地（兵庫県伊丹市）または陸上自衛隊海田市駐屯地（広島県安芸郡海田町）

【合格発表】
平成21年5月22日（金）

【採用時期】
平成21年7月1日以降

【採用予定者数】
「東海・北陸・近畿・中国・四国」で
○一般公募　約520名
○技能公募　約60名

【お問い合せ】
自衛隊島根地方協力本部
益田地域事務所
（0856-22-8223）
http://www.mod.go.jp/pco/shimane

「しまね企業ガイダンス」開催

県内企業の担当者が自社の概要などについて説明する企業説明会を開催します。

【日時／場所】
○平成21年3月7日（土）13時～17時
くにびきメッセ（松江市）
○平成21年3月14日（土）13時～16時30分／いわみーる（浜田市）

【対象者】
平成22年3月大学等卒業予定者及びその家族

【参加企業】
「ジョブカフェしまね」のホームページに順次掲載します。
http://www.jobcafe-shimane.jp/

【お問い合わせ】
ジョブカフェしまね
（財団法人ふるさと島根定住財団）
0852-28-0691

マイバッグキャンペーンの結果をお知らせします

平成21年度のマイバッグキャンペーンの結果は次のとおりです。今後ともマイバッグ持参でお買い物に出かけましょう！

○実施店舗数　239店舗
（津和野町／11店舗）
○応募総数　279、219枚
（津和野町／3、757枚）
○節約できたレジ袋
1、954、533枚
○原油換算量
35、768（リットル）
○ごみ重量換算
19・3（トン）

労働に関する労使間のトラブルの解決をお手伝いします

一方的に解雇すると言われた、有給休暇がない、残業しているのに手当を払ってもらえないなどの労使関係のトラブルについて、県内の事業所にお勤めの（お勤めだった）方またはその使用者を対象に相談、あっせんにより解決のお手伝いをします。

●労働相談／島根県雇用政策課では、労働相談員が相談を受け付けます。個別労働関係紛争に関するものは、島根県労働委員会を紹介します。

●あっせん／あっせん員が当事者双方の主張を確かめ、解決に結び付く合意点を探り、話し合いによる解決のお手伝いをします。

【お問い合せ】
島根県雇用政策課
0852-22-6557
島根県労働委員会
0852-22-5450

ペットは家族の一員です。責任を持って飼いましょう！

【犬の飼い主の皆さんへ】
登録と狂犬病予防注射を必ず実施してください。
町内で、飼い犬の放し飼いによる咬傷事例が発生しています。飼い犬の放し飼いは絶対にやめましょう。また、散歩中の糞はきちんと始末してください。

【ねこの飼い主の皆さんへ】
庭を荒らしたり家の中に入るなど、ご近所へ迷惑をかけたり、病気の感染や事故に遭わないためにも、屋内で飼ってください。
かわいそうな野良ねこにえさを与えるやさしい気持ちは大切ですが、えさやりによりねこの数が増え、糞や鳴き声、いたずらなどで、ご近所の方に迷惑がかかります。えさを与えるなら、えさや糞の始末など責任を持って行ない、周辺環境への配慮をしましょう。

【お問い合わせ】
環境生活課　72-0309

※保健所では、迷子犬の保護や飼い犬・飼いねこの引き取りを行っていますが、野良ねこの殺処分を目的とした捕獲、引き取りは行っていません。

手話（しゅわ）コミュニケーション

手話の花を咲かせましょう

私たちはコミュニケーションを通して育ちあい、人間関係（連帯・共感等）を構築します。手話のできる人が増え聴覚障害について理解してくれる人がいることは聴覚障害者にとって大きな支えになります。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう……津和野町に手話の花を咲かせましょう。

①「春」

〈暖かい〉
両手のひらで下からあおぐようにする。

②「卒業式」

〈卒業〉
賞状を持った両手を軽く上にあげながら頭を下げる。

＋


〈おじぎ〉
指先を上に向け、手のひらを前して折り曲げる。

お知らせ Information

平成21年（2009）3月

津和野地域　●不燃物(缶類、粗大ごみ、びん類・ガラス類、プラスチックス類の収集

地区名	容器包装プラスチック	かん類	商品プラスチック	びん、陶器ガラス類	粗大ごみ、有害ごみ
鷲原1・2、門林・中座1・2	9日・23日	23日	16日	16日	2日・30日
町田、森1・2・3・4	12日・26日	26日	19日	19日	5日
本町1・2、東1・2、北2	10日・24日	24日	17日	17日	3日・31日
西1・2・3、北1・3	11日・25日	25日	18日	18日	4日
木部・畑迫	13日・27日	27日	20日	20日	6日
小川（寺田上・寺田下）	10日・24日	24日	17日	17日	3日・31日
小川（寺田上・寺田下除く）	12日・26日	26日	19日	19日	5日

●もやせるごみの収集

地区名	収集日
橋南地区	火・金
橋北地区・寺田上・寺田下	月・木
木部地区	水
畑迫地区	
小川地区（寺田上・下を除く）	

※3月20日（金）の祝日は、もやせるごみの収集を通常どおり行います。

●古紙回収

対象	雑誌・新聞紙・牛乳パック・古布 ダンボール・模造紙等
回収日	3月20日（金）
回収場所	町民センター駐輪場/つわの荘跡地/ 畑迫公民館/木部公民館/中座小川様 宅車庫／小川公民館駐車場横プレハブ

＊必ず、紙ひもでしばって出して下さい。

☆ごみは収集日当日の朝8時30分までには必ず出してください（収集後出されると収集できません）

日原地域　●不燃物(缶類、粗大ごみ、びん類・ガラス類、プラスチックス類の収集

収集日	収集品目	収集地区
第2週火曜日　10日	粗大ごみ、 容器包装プラスチック	町内全域〈但し、容器包装プラスチックについては（野地、商人、程彼、宿谷、柳、鹿谷、大木、二俣地区を除く）〉
第3週火曜日　17日	ビン・陶器・ガラス類、 商品プラスチック	町内全域
第4週火曜日　24日	カン・金属類、 有害ごみ（乾電池・蛍光灯等） 容器包装プラスチック	町内全域〈但し、容器包装プラスチックについては（上横道、下横道、一の谷、相撲ヶ原上・下、須川地区を除く）〉

●もやせるごみの収集

収集地区名	収集日
左鐙東・左鐙西・畳・枕瀬東・枕瀬西・木の口上・木の口下・木の口住宅・栄町・旭町上・旭町下・扇町・春日町・山根町・清水町・脇本・三渡・堤田・小瀬・青原団地	月・木曜日
滝元上・滝元下・小直・新地・営林署住宅・幸町・金見町上・金見町下・野口・曽庭・青原・添谷・野地	火・金曜日
上横道・下横道・一の谷	月曜日
須川元郷・相模ヶ原上・相模ヶ原下・日浦西・程彼・宿谷・柳・商人	水曜日
※3月20日（金）の祝日は、もやせるごみの収集を通常どおり行います。	

犬の放し飼いは禁じられています。

県の条例により、犬を放し飼いにすることは禁じられています。屋内など人に迷惑をかけない場所以外での放し飼いは絶対にやめましょう。また、**散歩時の糞は必ず持ち帰りましょう。**

医　療

【津和野共存病院　72-0660】

◆月曜日／整形外科（午前）、耳鼻科（午後）
◆火曜日／外科（午前）
　小児科予防接種・乳児検診
　（第2・3・4・5火曜日、午後／予約制）
◆木曜日／外科（午前）
◆金曜日／整形外科（午前/午後）
＊小児科:予防接種・乳児検診は13時より開始です。
外来診療の受付は14時30分までです。
3日（火）は休診します。
※産婦人科:1月から水曜日・木曜日の診療はなくなりました。
木曜日午前の教授診療は今までどおりです。（月1回）

【日原診療所　74-0121】

◆月曜日／内科（午前／夕方）
◆火曜日／内科（午前/午後）・眼科（午後）
　外科（第1・3・5火曜日8時30分～9時30分）
◆水曜日／内科（午前）
◆木曜日／内科（午前／夕方）
◆金曜日／内科（午前／午後）・眼科（午後）
◆土曜日／内科（午前）第1、3、5・泌尿器科（午前）第1、3
　（第2・4土曜日休診）
※外科の受付時間は、8時30分から9時00分
※泌尿器科及び眼科の予約は、74-0121まで。
※診療日程は、変更する場合があります。

【和﨑医院　72-0025】

◆水曜日／高脂血症・動脈硬化専門外来
　（日本循環器学会専門医）／予約制
◆木曜日／肝臓病専門外来
　（日本肝臓学会専門医）／予約制
＊当院では、苦痛の少ない鼻からの胃カメラを行っています。
＊土曜日午後は診療しています。（14時から17時まで）

【つわぶき医院　72−3500】

◆火曜日／ペインクリニック　15:00～18:00
◆木曜日／ペインクリニック　9:00～12:30
※帯状疱疹後の疼痛や慢性の痛みでお悩みの方はご相談ください。通常の診療も行います。

健診・予防接種

【ポリオ投与】

3月3日（火）津和野町民センター　13:00～13:30受付
対象:生後3ヶ月から7歳6ヶ月の小児
※以下の場合は接種を控えてください。
・熱が37.5度以上、下痢やおうとなどの症状がある。
・前回の予防接種との間隔があいていない。
　BCGまたは麻しん風しん混合接種 →27日以上あける
　三種混合　→ 6日以上あける

※対象者には通知しますが、対象となっているのに通知がない場合は健康保険課（72-0651）までお問い合わせください。

【3歳児健診】

3月4日（水）津和野町民センター　13:00～13:30受付
対象:H17.5.22～H17.9.4生まれ
※対象者には通知しますが、対象となっているのに通知がない場合は健康保険課（72-0651）までお問い合わせください。

相　談

【明るい生活相談】

3月　6日（金）日原山村開発センター　9：30～14：30
3月19日（木）日原山村開発センター　9：30～14：30

【無料行政・人権相談】

3月10日（火）津和野町民センター　9：00～12：00
3月19日（木）日原山村開発センター　9：30～14：30

【手話生活相談】

3月11日（水）役場本庁舎　13：30～16：00
3月25日（水）役場本庁舎　13：30～16：00

【年金相談】

3月17日（火）益田市民学習センター　10：00～16：00

【心配ごと相談】

3月　2日（月）木部公民館　9：00～11：30
3月　3日（火）津和野町福祉センター　13：30～15：00
3月11日（水）畑迫公民館　9：00～11：00
3月12日（木）小川公民館　13：30～15：00
3月16日（月）津和野町福祉センター　10：00～12：00
3月26日（木）津和野町福祉センター　10：00～12：00

【無料法律相談（要予約）】

3月19日（木）津和野町福祉センター　10：00～15：00
※津和野町社会福祉協議会（72-1494）へご予約ください。

【心の相談・お悩み生活相談（要予約）】

3月20日（金）津和野町民センター　10：00～15：00
※3月17日（火）までに福祉事務所（72-0673）へご予約ください。

【育児相談】

3月11日（水）保健福祉センターやまびこ　9：30～11：30
※乳幼児の育児に関する相談、計測などを行います。

【栄養相談（要予約）】

3月18日（水）津和野町民センター　13：00～16：00
3月19日（木）保健福祉センターやまびこ　13：00～16：00
※管理栄養士による個別相談（一人１時間程度）を行います。
3月9日（月）までに地域包括支援センター（72-0683）へご予約ください。

【交通事故相談及び巡回相談（要予約）】

○交通事故相談　浜田支所
・開設日　毎週　火・水・金曜日及び第2・3・5月曜日
・時　間　9：00～12：00、13：00～16：00
○交通事故巡回相談
3月26日（木）益田市役所　9：00～15：00
※島根県交通事故相談所浜田支所（0855-29-5563）までご予約ください。